

高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯等のために

府営住宅 特定目的優先入居者

中丹・丹後地域 保健所優先募集

2月募集案内書

この**保健所優先募集**の住宅に申し込みされる方は、京都府住宅供給公社が募集する一般募集と同様の申し込み資格が必要です。そのため、一般募集に申し込みされた方で審査により申し込みが無効となった場合は、保健所優先募集も自動的に無効となります。

また、上記の一般募集に申し込みされ抽選で当選された方は、自動的に保健所優先募集の申し込みはキャンセルとなりますので、一般募集の申し込みの際には、ご注意願います。

申し込みは「郵送」及び「持参」による受付とします。

受付期間：令和8年1月30日(金)～2月9日(月) 当日消印有効

(2月10日以降の消印は無効です。)

◆お問い合わせ及び申し込み書送付先

(団地所在地によって、問い合わせ先・申し込み保健所が異なります。)



<綾部市・舞鶴市内の団地(25～28)は>

中丹東保健所 福祉課 (TEL) 0773-75-0856
〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-23

<福知山市内の団地(29～31)は>

中丹西保健所 福祉課 (TEL) 0773-22-5766
〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91

<宮津市、京丹後市及び与謝野町内の団地(32～34)は>

丹後保健所 福祉課 (TEL) 0772-62-4302
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855

- ・封筒、切手は各自でご用意ください。（切手の貼り忘れ、料金不足にご注意ください。）
- ・最終ページに封筒貼り付け用あて名ラベルのご用意があります。ご利用ください。

◆申し込みのできる世帯

高齢者世帯、心身障害者世帯、母子世帯、父子世帯、長期結核療養者世帯、原爆被爆者世帯
＊詳しくは、「特定目的優先入居対象世帯」（P5～）をご覧ください。

◆申込時に必要な書類

- ・特定目的による優先入居（保健所優先募集）申込書
- ・申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書
- ・自活状況申立書（単身申込の方のみ）

※用紙は両面になっています。必ず両面とも記入してください。記入不備があると受付できない場合があります。

※郵送された書類はお返しできませんのでご注意ください。

◆受付

受付期間終了後、申込受付番号通知書を、申し込まれた団地所在地の保健所から送付します。

申し込み内容についてお問い合わせをする場合がありますので、必ず日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。

下記担当の保健所から着信がありましたら、できるだけ速やかにご連絡をお願いします。

着信拒否設定をされている場合は、担当保健所の電話番号を電話帳登録する等して、受信できるようにしておいてください。

所在地(綾部市、舞鶴市の団地)・・・・・・中丹東保健所福祉課 TEL 0773-75-0856

所在地(福知山市の団地)・・・・・・・中丹西保健所福祉課 TEL 0773-22-5766

所在地(宮津市、京丹後市、与謝野町の団地)・丹後保健所福祉課 TEL 0772-62-4302

◆募集する住宅（保健所優先募集）※申込できるのは②～④のうち1戸です。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	家賃月額（円）		間取り	面積（m ² ）	予定階数	エレベータ	建設年度	備考	
							収入基準①	基準②							
綾部市	(25)	綾部西町	3DK	-	114	1戸	19,900	～ 29,600	～ 39,000	6/6/6(板)/DK	65.9	1階	-	S59	有料月極駐車場あり
舞鶴市	(26)	行永	3DK	-	30	1戸	22,000	～ 32,700	～ 43,100	6/6/4.5(板)/DK	62.3	1階	-	S63	有料月極駐車場あり スロープ有
	(27)	常	2DK	可	145	1戸	22,400	～ 33,400	～ 44,000	6/6(板)/DK	55.9	1階	有	H18	有料駐車場あり
	(28)	松蔭	3DK	-	27	1戸	21,400	～ 31,900	～ 42,000	6/6/4.5/DK	61.0	1階	-	H3	
福知山市	(29)	小松が丘	3DK	-	176	1戸	24,800	～ 37,000	～ 48,700	6/6/6(板)/DK	66.7	1階	-	H6	有料月極駐車場あり スロープ有
	(30)	中村	3DK	-	75	1戸	25,700	～ 38,300	～ 50,500	6/6/5.6(板)/DK	65.2	1階	有	H26	有料月極駐車場あり スロープ有
	(31)	中村	2DK	可	75	1戸	20,800	～ 31,000	～ 40,900	6/5.6/DK	52.0	1階	有	H30	有料月極駐車場あり スロープ有
宮津市	(32)	百合が丘	3DK	-	80	1戸	24,700	～ 36,700	～ 48,500	6/6/6(板)/DK	65.4	4階	有	H20	有料月極駐車場あり スロープ有
与謝野町	(33)	明石	2DK	可	50	1戸	16,800	～ 25,100	～ 33,100	6/6(板)/DK	52.6	2階	有	H18	有料月極駐車場あり スロープ有
	(34)	石田	3DK	-	60	1戸	18,300	～ 27,200	～ 35,900	6/6/4.5/DK	61.9	3階	-	H5	有料月極駐車場あり

（注1）家賃月額欄の②は、裁量階層（一般募集案内書16ページ）に該当する世帯です。

（注2）駐車場の使用は、空きがある場合に、入居決定後別途契約が必要です。（有料）

（注3）単身で申込できるのは、単身入居欄が可の住宅（⑦常団地・⑪中村団地・⑬明石団地）に限ります。

（注4）特定目的優先入居の申し込みは、福知山市・綾部市以北で1世帯1戸です。

住宅供給公社が募集する一般募集（団地番号①～⑩）と同時に申し込みできますが、特定目的による優先入居募集（団地番号⑪～⑯、⑰）に申し込みされた方は、保健所優先募集（団地番号⑰～⑳）の申し込みはできません。

◆選考方法

申し込み数が募集戸数を上回った場合、公開抽選により入居候補者を決定します。

同時期（2月）に行われます一般募集の抽選において当選された方は、自動的に保健所優先募集の申し込みはキャンセルとなります。

抽選は入居者を決めるものではなく、入居資格審査を行う順番を決めるものです。

候補者となられた方から必要な書類を提出いただき、申し込み資格の審査をします。

審査を経て、合格者には京都府住宅供給公社から通知します。

◆公開抽選会

日 時 令和8年2月24日（火）午後2時から
会 場 （団地所在地によって抽選会場が異なります。）



- ・綾部市及び舞鶴市の団地（㉕～㉘）
中丹東保健所 図書研究室 2F（舞鶴市字倉谷 1350-23）
- ・福知山市の団地（㉙～㉛）
中丹西保健所 図書研究室 1F（福知山市篠尾新町 1 丁目 91）
- ・宮津市、京丹後市及び与謝野町の団地（㉜～㉝）
丹後保健所 講堂 2F（京丹後市峰山町丹波 855）

※抽選会への参加は自由です。

抽選会に参加されなくても、抽選結果には全く影響はありません。

◆その他

- (1) 申し込み件数が募集戸数を下回った団地については、第1希望に申し込まれた保健所管内の団地に限り、第2希望を受け付けます。
第2希望で当選した場合、第1希望での「補欠当選」の資格を失います。
- (2) 申し込み後、入居者の変更は認められません。
- (3) 申込書提出後に入居を希望しなくなった場合は、必ず連絡してください。
- (4) 府営住宅の空家は建設以来相当の年数を経過した既存住宅を活用しているものがあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良について整備の上、募集しています。
汚損部分の美装についても対応していますが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、応募をお願いします。
- (5) 次回の府営住宅空き家入居者募集は、令和8年6月頃を予定しています。

特定目的優先入居対象世帯

高齢者世帯

- ・生計上主たる収入を得る者が60歳以上であること。ただし、同居させようとする親族がある場合は、同居者全てが次のいずれかに該当する者の世帯。
 - (1) 配偶者
 - (2) 18歳未満の児童
 - (3) 重度又は中度の身体障害者（身体障害者手帳1～4級所持者）
 - (4) 知的障害を有する者（療育手帳A又はB1所持者等）
 - (5) 精神障害を有する者（精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者）
 - (6) おおむね60歳以上の者

心身障害者世帯

- ・入居者若しくは、同居し又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する者の世帯。

戦傷病者	恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
戦傷病者以外の身体障害者	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害があり、かつ身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者
知的障害者	知的障害の程度が児童相談所長、知的障害者更生相談所長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度（療育手帳A又はB1）の知的障害者と判定された者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の障害があり、かつ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

母子世帯

- ・次のいずれかの女子で、現に20歳未満の児童のみと同居している世帯。
 - (1) 配偶者と死別、離婚した女子、又は婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない者
 - (2) 配偶者の生死が明らかでない者
 - (3) 配偶者から遺棄されている者
 - (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者
 - (5) 配偶者が法令により、長期にわたって拘禁され、その扶養を受けることができない者
 - (6) DV被害者で、離婚の意思のある者



父子世帯

- ・次のいずれかの男子で、現に20歳未満の児童のみと同居している世帯。
 - (1) 配偶者と死別、離婚した男子、又は婚姻によらないで父となった男子で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない者
 - (2) 配偶者の生死が明らかでない者
 - (3) 配偶者から遺棄されている者
 - (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者
 - (5) 配偶者が法令により、長期にわたって拘禁され、その扶養を受けることができない者
 - (6) DV被害者で、離婚の意思のある者

長期結核療養者世帯

- ・疾病により府営住宅への入居の申込前、引き続き1年以上病院又は療養所に入院（入所）している者。ただし、次に該当する者は入院（入所）している者とみなす。
 - (1) 症状が軽快したため府営住宅への優先入居の募集期間前に退院し、1年を過していない者
 - (2) 退院後1年を経過した者であっても、なお療養するため優先入居の取扱が必要であると認められる者
- ・医師の診断に基づき退院が可能であって、かつ排菌、感染等により他の入居者に迷惑を及ぼさないことが明らかな者。

原爆被爆者世帯

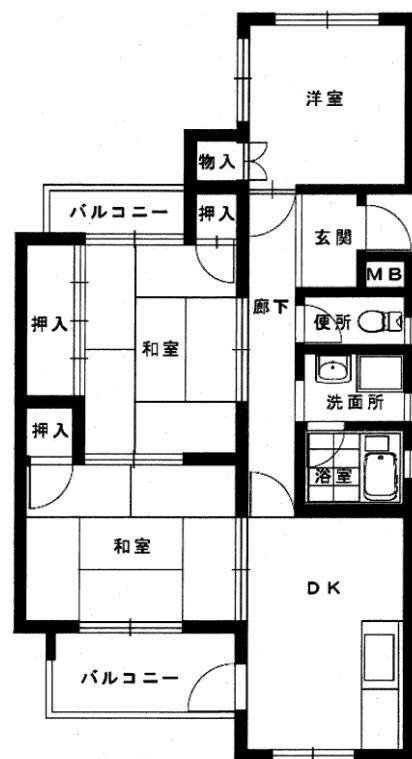
- ・入居者又は同居親族が被爆者健康手帳保持者。ただし、単身入居の場合は、被爆者健康手帳保持者の内、（医療）特別手当受給者。



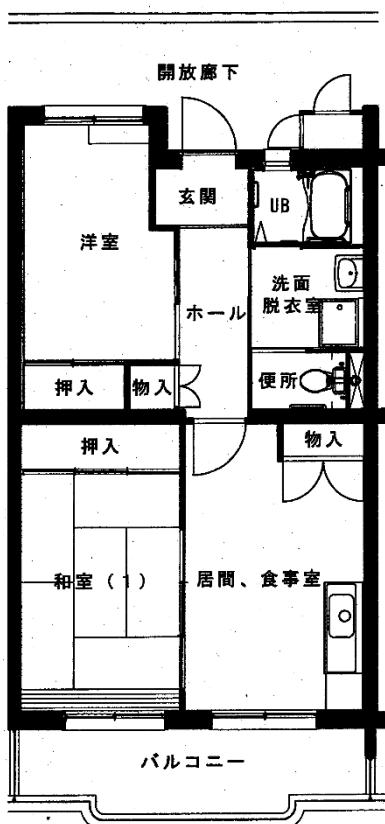
㉕綾部西町団地 3DK (間取図)



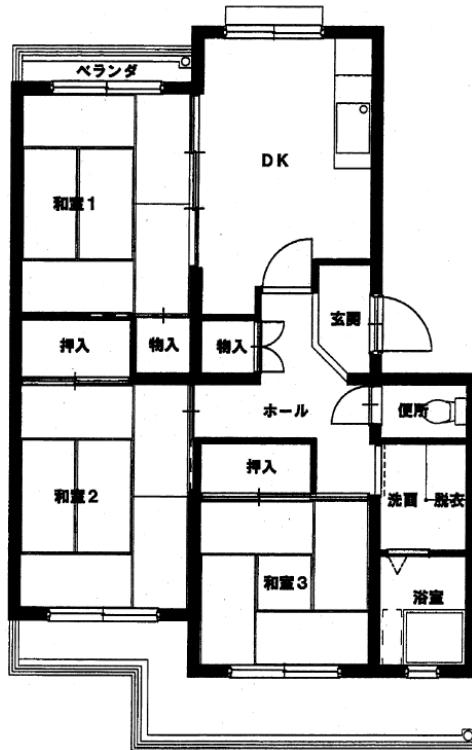
㉖行永団地 3DK (間取図)



㉗常団地 2DK (間取図)

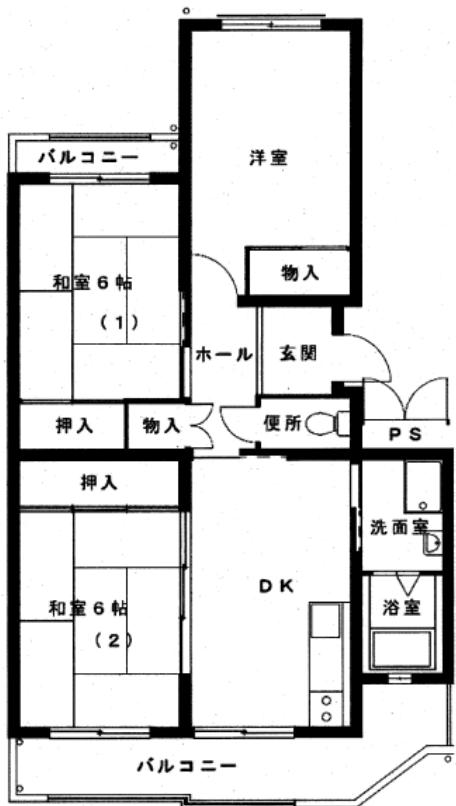


㉘松蔭団地 3DK (間取図)

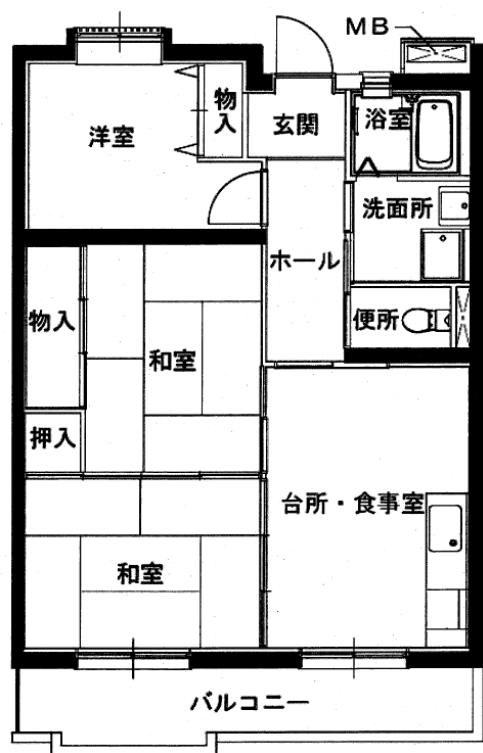


※代表的な参考図面ですので、多少異なる場合があります。

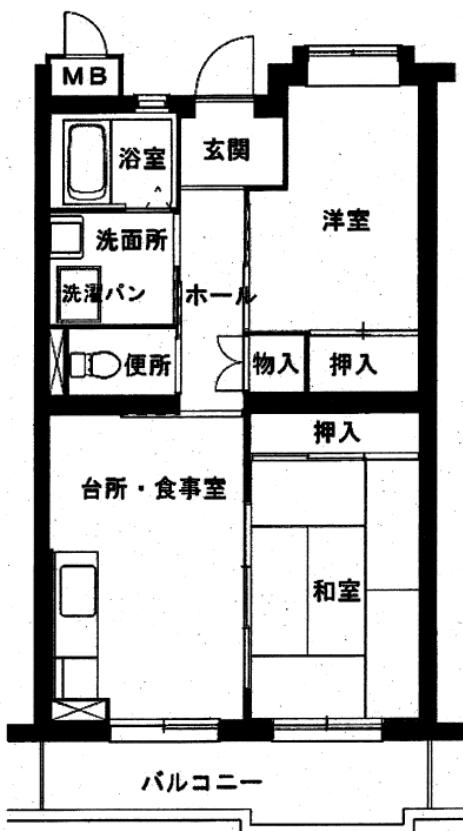
㉙小松が丘団地 3DK (間取図)



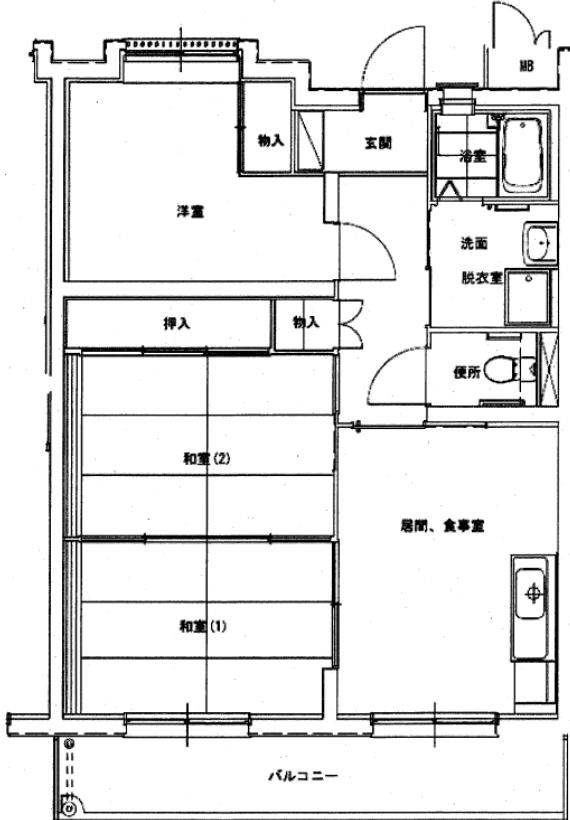
㉚中村団地 3DK (間取図)



㉛中村団地 2DK (間取図)

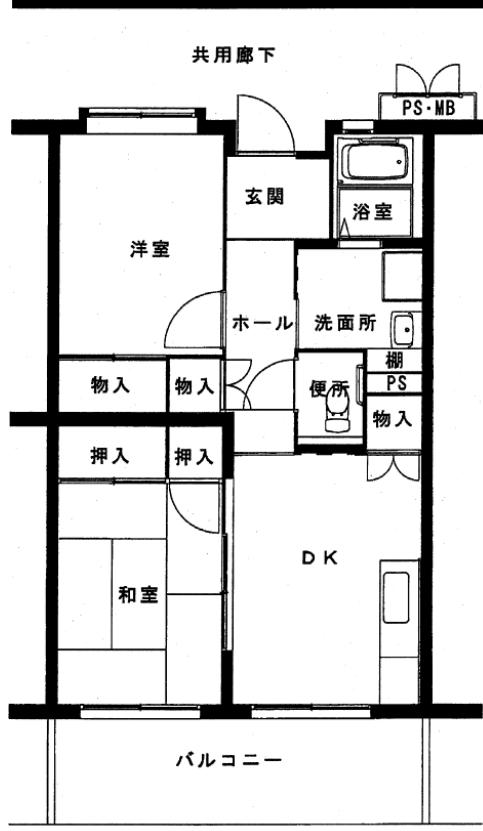


㉜百合が丘団地 3DK (間取図)

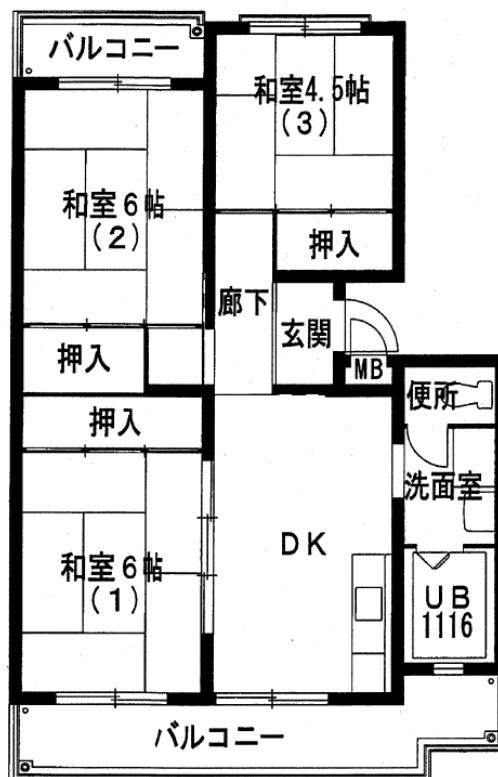


※代表的な参考図面ですので、多少異なる場合があります。

③明石団地 2DK (間取図)



④石田団地 3DK (間取図)



※代表的な参考図面ですので、多少異なる場合があります。

民間賃貸住宅への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居センター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をセンターとして登録しています。

☞連絡先はこちら（高齢者等入居センター名簿をご覧ください）

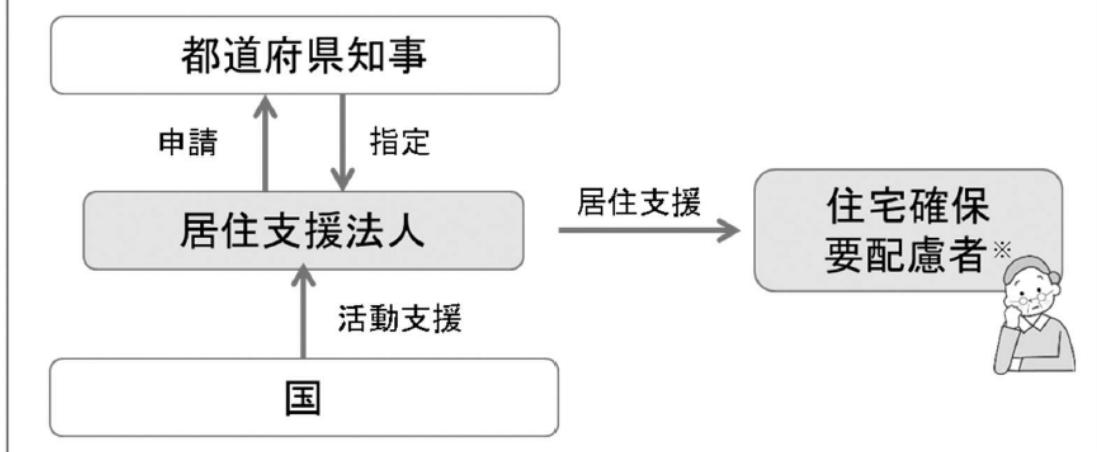
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

【支援イメージ】



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（「居住支援法人をお探しの方へ」をご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居センターや居住支援法人の名簿を希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅政策課（075-414-5358）にお問い合わせください。

◇京都府府営住宅から暴力団員を排除します！◇

(申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。)

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

○新規申込者

申込者（入居者）または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

切り取ってお使いください。

団地番号⑤～⑧番はこちらへ



〒624-0906
舞鶴市字倉谷 1350-23

京都府中丹東保健所 福祉課 行

《府営住宅申込書在中》

団地番号⑨～⑪番はこちらへ



〒620-0055
福知山市篠尾新町 1 丁目 91

京都府中丹西保健所 福祉課 行

《府営住宅申込書在中》

団地番号⑫～⑭番はこちらへ



〒627-8570
京丹後市峰山町丹波 855

京都府丹後保健所 福祉課 行

《府営住宅申込書在中》